

～第59回通常総会開催のお知らせ～

第59回小須戸商工会通常総会は、下記の日程にて開催されます。
多くの会員皆様のご出席をお待ちしております。

◎日時 令和元年5月21日(火)午後3時から

◎会場 小須戸商工会館3階ホール

終了後、懇親会を開催いたします。

◎会費 1,000円(当日、事務局に納入ください。)

※詳しくは、今回お配りしたご案内並びに総会資料をご覧ください。

商工こすど
かわら版

第227号
小須戸
商工会

〔5月の花〕
カーネーション



平成30年度補正予算
小規模事業者持続化補助金

小規模事業者のみならず、新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等に要する経費の3分の2を補助するものです。

【対象者】 商工会地区で事業を営む小規模事業者(※)

※補助対象となる小規模事業者とは

- ①卸売業・小売業
常時使用する従業員数5人以下
 - ②サービス業(宿泊業・娯楽業以外)
常時使用する従業員数5人以下
 - ③サービス業のうち宿泊業・娯楽業
常時使用する従業員数20人以下
 - ④製造業・建設業・その他
常時使用する従業員数20人以下
- 【対象事業】
自ら策定した「経営計画」に基づいて、商工会の助言を受けながら実施する販路開拓等のための事業

【補助率等】

- ・補助対象経費の3分の2以内
- ・補助上限額50万円

【補助対象経費】

- ①機械装置等 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪車両購入費 ⑫設備処分費 ⑬委託費 ⑭外注費

【募集開始時期】

令和元年6月以降の予定

※募集開始の際は、商工会から改めて周知します。

【問い合わせ先】

小須戸商工会 ☎38・2560

平成31年度食品産業連携需要
創出支援事業(補助事業)の
事業者を募集しています

新潟県では、県産農林水産物及び県産米粉等の需要拡大を図るため、食品関連事業者が取り組む県産農林水産物又は県産米粉等を原料として使用した新たな商品の開発に要する経費の一部を補助します。

【事業主体】

ア 県内の食品製造事業者又は県内に製造施設を有する食品製造事業者

イ 県内の食品関連事業者(食品製造事業者、中食・外食事業者等)が主体となって組織する団体
ウ ア及びイに掲げるものの他、県産農林水産物又は県産米粉等の需要拡大が見込まれる商品開発の取組を行う企業又は団体で県が認めるもの

【対象事業】

県産農林水産物又は県産米粉等を使用した商品開発

【対象経費】

- ①県産原材料確保活動(会議費、実証ほ設置費)
- ②商品開発活動(会議費、原材料費、機械装置・工具経費、技術開発に必要な経費)
- ③マーケティング活動(会議費、マーケティング活動費)

【応募期限】

令和元年5月31日(金) 必着

【問い合わせ先】

新潟県農林水産部 食品・流通課
(☎025・280・5427)

信用保証制度等に係る

信用保証料率の

引き下げ(割引)のエリア

新潟県信用保証協会では、中小企業者や小規模事業者の維持・発展を支援するとともに、中小企業者の円滑な事業承継を促し、地域経済の活性化を下

支えるため、信用保証料率の割引を実施します。

併せて、創立70周年を迎え、感謝の意を表すため、今回新たに創設した保証制度等について信用保証料率の割引を実施します。

【割引の対象とする保証及び期間】
平成31年4月1日から

令和2年3月31日

①「創業関連保証」及び「創業等関連保証」

②「小口零細企業保証」

③「経営承継関連保証」、「特定経営承継関連保証」、「事業承継サポート保証」、「経営承継準備関連保証」及び「特定経営承継準備関連保証」

④「地方創生応援社債保証（にいがた地方創生社債保証）」

⑤「事業性評価連携保証（にいがたりレシジョン保証）」

⑥「協調連携保証（にいがたコラボ保証）」

詳しくは、新潟県信用保証協会保証推進部保証審査課（☎025・267・1316）へお問い合わせください。

新潟県買い物支援

ビジネスサポートセンター

開設のお知らせ

地域の買い物環境の向上を図るため、移動販売事業者等の買い物支援事業者が事業参入前後に抱える経営課題の解

決をサポートする相談窓口を平成31年4月1日から設置し、事業者の新規参入及び事業継続を支援します。

専門的な助言が必要な場合は2回まで無料の専門家派遣を活用することができま

【相談対象者】

①移動販売事業

②配達・ご用聞き事業

③移動手段の提供事業

④店舗設置事業

⑤その他

右記以外の買い物環境の向上に繋がる事業

【問い合わせ・申込】

小須戸商工会までご連絡ください。

食料品・日用品の買い物が可能な店舗が少ない地域での店舗設置

平成30年度第2次補正

事業承継補助金の「案内」

事業承継補助金は、事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新等を行う場合や、事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合に、必要

な経費を補助します。ただし、令和元年12月31日までに事業承継を行う必要があります。

【補助対象の取組み】

①Ⅰ型…後継者承継支援型

（親族内承継、外部人材招聘など）

②Ⅱ型…事業再編・事業統合支援型

（合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転、株式譲渡）

【補助率】

①Ⅰ型…後継者承継支援型
・補助率 2分の1
・補助上限額 150万円

②Ⅱ型…事業再編・事業統合支援型
・補助率 2分の1
・補助上限額 450万円

※小規模事業者・従業員数が小規模事業者と同じ規模の個人事業主の場合、補助率・補助上限額共に上がります。

※①、②ともに事業所や既存事業の廃止等の事業整理（事業転換）を伴う場合、補助額を上乘せします。詳細につきましては、事業承継補助金事務局にお問い合わせいただくか、同局のホームページにてご確認ください。

【申請受付期間】
平成31年4月12日（金）～
令和元年5月31日（金）午後7時

【問い合わせ先】
事業承継補助金事務局
<https://www.shokei-hojo.jp/>

☎03・6264・2684
（土日祝日を除く）
午前10時～午後5時

「花の湯館」もご利用いただけます。

